



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

1066	有害図書等の指定	(青少年・男女共同参画課)	..... 1
1067	指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障害福祉課)	..... 2
1068	和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定	(薬務課)	..... 2
1069	保安林の指定施業要件の変更	(森林整備課)	..... 8
1070	保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明	( " )	..... 8
1071	道路の区域変更	(道路保全課)	..... 9
1072	道路の供用開始	( " )	..... 9
1073	一般競争入札による落札者の決定	(河川課)	..... 10

### ○ 監査公表

監査公表第20号	..... 10
----------	----------

## 告 示

### 和歌山県告示第1066号

和歌山県青少年健全育成条例(昭和53年和歌山県条例第36号)第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成30年9月18日指定した。

平成30年10月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

種別	図書等名	コード番号	発行所名
雑誌	週刊実話ザ・タブー 10月5日号	20327-10/5	日本ジャーナル出版
コミック	ビーボーイゴールド 10月号	17779-10	リブレ
コミック	ダリア 10月号	05839-10	フロンティアワークス
コミック	ガトー 10月号	02619-10	一迅社
コミック	シェリプラス 9月号	04321-09	新書館
コミック	キャラ 10月号	02973-10	徳間書店
コミック	on BLUE 3rd SEASON Vol.1	54933-39	祥伝社
コミック	リンクス 9月号	09369-09	幻冬舎
コミック	無敵恋愛エス☆ガール 10月号	08577-10	ぶんか社
コミック	プチロゼ Vol.34	18328-10	秋水社
コミック	恋愛宣言PINKY Vol.50	15166-10	秋水社
雑誌	実話ナックルズSPECIAL 2018夏	68520-10	ミリオン出版
雑誌	臨時増刊ラヴァーズ Vol.3	68520-18	ミリオン出版

コミック	まんが最低な国・日本 50の理由	53455-43	コアマガジン
コミック	麗人 9月号	09613-9	竹書房
コミック	ihr HertZ 9月号	01771-9	大洋図書
コミック	ドラ 10月号	16695-10	コアマガジン

## 指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは著しくこれを助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

## 和歌山県告示第1067号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成30年10月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011800038	皆楽園ホームヘルパーステーション	岩出市水栖644-1	居宅介護 重度訪問介護	社会福祉法人皆楽園	岩出市西国分668番地	平成30.10.1

## 和歌山県告示第1068号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第11条第1項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定する。

平成30年10月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 知事監視製品

- (1) 次の写真を付して、「BULL」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (2) 次の写真に示すとおり、「ところてん2」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (3) 次の写真に示すとおり、「淫乱とろまん」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (4) 次の写真に示すとおり、「Love's Herb 2018」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (5) 次の写真に示すとおり、「pussy juice」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (6) 次の写真に示すとおり、「420」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (7) 次の写真に示すとおり、「sex flavour」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (8) 次の写真を付して、「R」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (9) 次の写真に示すとおり、「濃厚」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (10) 次の写真に示すとおり、「ケツ拝」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (11) 次の写真に示すとおり、「欲性パウダー」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (12) 次の写真に示すとおり、「SEX TIME」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (13) 次の写真に示すとおり、「GANMA688」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (14) 次の写真を付して、「MP01 スーパーレモンヘイズ ソリッド状」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (15) 次の写真を付して、「MP01 スーパーレモンヘイズ ソリッド状」の名称で販売される製品であって、

その内容物が植物片のもの。

- (16) 次の写真を付して、「MP01 スーパーレモンヘイズ ソリッド状」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (17) 次の写真を付して、「MP02 フィーリング ソリッド状」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (18) 次の写真を付して、「MP02 フィーリング ソリッド状」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (19) 次の写真を付して、「MP03 スカル 420 ソリッド状」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (20) 次の写真を付して、「MP03 スカル 420 ソリッド状」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (21) 次の写真を付して、「MP03 スカル 420 ソリッド状」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (22) 次の写真を付して、「MP04 アラジン ソリッド状」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (23) 次の写真を付して、「MP04 アラジン ソリッド状」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (24) 次の写真を付して、「MP05 ゾンビ ソリッド」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (25) 次の写真を付して、「MP05 ゾンビ ソリッド」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (26) 次の写真を付して、「MP06 スネイク ソリッド状」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (27) 次の写真を付して、「MP06 スネイク ソリッド状」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (28) 次の写真を付して、「MP07 スパイラル ソリッド状」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (29) 次の写真を付して、「MP07 スパイラル ソリッド状」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (30) 次の写真を付して、「MP08 スーパーレモンヘイズ XTC TROPICAL ソリッド状」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (31) 次の写真を付して、「MP08 スーパーレモンヘイズ XTC TROPICAL ソリッド状」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (32) 次の写真を付して、「MP09 PANDORA (パンドラ) ソリッド状」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (33) 次の写真を付して、「MP09 PANDORA (パンドラ) ソリッド状」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (34) 次の写真を付して、「MP09 PANDORA (パンドラ) ソリッド状」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (35) 次の写真を付して、「MP10 aladdin ACE (アラジンエース) ソリッド状」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (36) 次の写真を付して、「MP10 aladdin ACE (アラジンエース) ソリッド状」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (37) 次の写真を付して、「MP11 HOT STUFF (ホットスタッフ) ソリッド状」の名称で販売される製品で

あって、その内容物が植物片のもの。

- (38) 次の写真を付して、「MP11 HOT STUFF (ホットスタッフ) ソリッド状」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (39) 次の写真を付して、「MP11 HOT STUFF (ホットスタッフ) ソリッド状」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (40) 次の写真を付して、「MP12 スパイラルプレミアム ソリッド状」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (41) 次の写真を付して、「MP12 スパイラルプレミアム ソリッド状」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (42) 次の写真を付して、「●お徳用ハーブ MP13ストロベリーヘイズ (Strawberry Haze) ソリッド」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (43) 次の写真を付して、「●お徳用ハーブ MP13ストロベリーヘイズ (Strawberry Haze) ソリッド」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (44) 次の写真を付して、「●お徳用ハーブ MP14スーパーシルバーヘイズ (Super Silver Haze) ソリッド状」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (45) 次の写真を付して、「●お徳用ハーブ MP14スーパーシルバーヘイズ (Super Silver Haze) ソリッド状」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (46) 次の写真を付して、「●お徳用ハーブ MP14スーパーシルバーヘイズ (Super Silver Haze) ソリッド状」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (47) 次の写真を付して、「●お徳用ハーブ MP15チョコレート・タイ (Chocolate Thai) ソリッド状」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (48) 次の写真を付して、「●お徳用ハーブ MP15チョコレート・タイ (Chocolate Thai) ソリッド状」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (49) 次の写真を付して、「●お徳用ハーブ MP15チョコレート・タイ (Chocolate Thai) ソリッド状」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (50) 次の写真を付して、「●お徳用ハーブ MP16ダーバン・ポイズン (Durban Poison) ソリッド状」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (51) 次の写真を付して、「●お徳用ハーブ MP16ダーバン・ポイズン (Durban Poison) ソリッド状」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (52) 次の写真を付して、「●お徳用ハーブ MP17クッキー Kush (Cookies Kush) ソリッド状」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (53) 次の写真を付して、「●お徳用ハーブ MP17クッキー Kush (Cookies Kush) ソリッド状」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (54) 次の写真を付して、「●お徳用ハーブ MP18ノーザンライツ (Northern Lights) ソリッド状」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (55) 次の写真を付して、「●お徳用ハーブ MP18ノーザンライツ (Northern Lights) ソリッド状」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (56) 次の写真を付して、「●お徳用ハーブ MP19ダイヤモンドガール2 (Diamond Girl) ソリッド状」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (57) 次の写真を付して、「●お徳用ハーブ MP19ダイヤモンドガール2 (Diamond Girl) ソリッド状」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (58) 次の写真を付して、「MP21 Research chemical B」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (59) 次の写真を付して、「MP21 Research chemical B」の名称で販売される製品であって、その内容物

が粉末のもの。

- (60) 次の写真を付して、「MP22 Research chemical C」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (61) 次の写真を付して、「MP22 Research chemical C」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (62) 次の写真を付して、「MP23 Research chemical D」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (63) 次の写真を付して、「MP23 Research chemical D」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (64) 次の写真を付して、「MP24Research chemical E +UP」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (65) 次の写真を付して、「MP24Research chemical E +UP」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (66) 次の写真を付して、「MP25 Research chemical F」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (67) 次の写真を付して、「MP25 Research chemical F」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (68) 次の写真を付して、「MP26 Research chemical G」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (69) 次の写真を付して、「MP26 Research chemical G」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (70) 次の写真を付して、「MP27 Research chemical H」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (71) 次の写真を付して、「MP27 Research chemical H」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (72) 次の写真を付して、「MP28 Research chemical Ketamine analogue②」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (73) 次の写真を付して、「MP28 Research chemical Ketamine analogue②」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (74) 次の写真を付して、「MP31エクスタシーセックス」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (75) 次の写真を付して、「MP31エクスタシーセックス」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (76) 次の写真を付して、「MP31エクスタシーセックス」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (77) 次の写真を付して、「MP32エクスタシーウエーブ スリー」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (78) 次の写真を付して、「MP32エクスタシーウエーブ スリー」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (79) 次の写真を付して、「MP32エクスタシーウエーブ スリー」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (80) 次の写真を付して、「MP33エクスタシーセックス2」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (81) 次の写真を付して、「MP33エクスタシーセックス2」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。

物が液体のもの。

- (82) 次の写真を付して、「MP34 エクスタシーセックス3」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (83) 次の写真を付して、「MP34 エクスタシーセックス3」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (84) 次の写真を付して、「MP35 クリスタルアイス」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (85) 次の写真を付して、「MP35 クリスタルアイス」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (86) 次の写真を付して、「MP35 クリスタルアイス」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (87) 次の写真を付して、「MP36 クリスタルスピード」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (88) 次の写真を付して、「MP36 クリスタルスピード」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (89) 次の写真を付して、「MP37 クリスタルアッパー」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (90) 次の写真を付して、「MP37 クリスタルアッパー」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (91) 次の写真を付して、「MP38 スピードメス」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (92) 次の写真を付して、「MP38 スピードメス」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (93) 次の写真を付して、「MP41 カチノンラブ」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (94) 次の写真を付して、「MP41 カチノンラブ」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (95) 次の写真を付して、「MP41 カチノンラブ」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (96) 次の写真を付して、「MP42 スピードラッシュ」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (97) 次の写真を付して、「MP42 スピードラッシュ」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (98) 次の写真を付して、「MP43 スピードラッシュ2」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (99) 次の写真を付して、「MP43 スピードラッシュ2」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (100) 次の写真を付して、「MP44 スピードラッシュ3」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (101) 次の写真を付して、「MP44 スピードラッシュ3」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (102) 次の写真を付して、「MP45 スピードアイス」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (103) 次の写真を付して、「MP45 スピードアイス」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉

末のもの。

- (104) 次の写真を付して、「MP45 スピードアイス」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (105) 次の写真を付して、「MP46 スピードアイス2」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (106) 次の写真を付して、「MP46 スピードアイス2」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (107) 次の写真を付して、「MP47 スピードアイス3」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (108) 次の写真を付して、「MP47 スピードアイス3」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (109) 次の写真に示すとおり、「Natural Upper」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (110) 次の写真に示すとおり、「Parfait Sexy Drip」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (111) 次の写真に示すとおり、「MIAMI GP」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (112) 次の写真に示すとおり、「Royal」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (113) 次の写真を付して、「GOOL (ゴール)」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (114) 次の写真に示すとおり、「ヌルパコマスター」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (115) 次の写真に示すとおり、「Hyper Diamond Spark」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (116) 次の写真に示すとおり、「CORE Bomber」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (117) 次の写真に示すとおり、「PANDORA<S> Ver. 11」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (118) 次の写真に示すとおり、「Erotic Angel」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (119) 次の写真に示すとおり、「Gin Gin ばなな」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (120) 次の写真に示すとおり、「Cyclone Magnum」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (121) 次の写真に示すとおり、「Fuck Me」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (122) 次の写真に示すとおり、「Infinitly sexual」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (123) 次の写真に示すとおり、「MD4 clear」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (124) 次の写真に示すとおり、「RODEO BITCH」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (125) 次の写真に示すとおり、「Erotical Shower」と表示のある製品であって、その内容物が固体のもの。
- (126) 次の写真を付して、「アナルフィ 濡穴」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (127) 次の写真に示すとおり、「Sex Captive」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (128) 次の写真に示すとおり、「Mystery」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (129) 次の写真に示すとおり、「昇天DIVER」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。

- (130) 次の写真に示すとおり、「潮吹きんちゃん」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (131) 次の写真に示すとおり、「夏濡姫」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (132) 次の写真に示すとおり、「グチョMAX」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (133) 次の写真に示すとおり、「EROTIC Spector」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (134) 次の写真に示すとおり、「Lick Machine」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (135) 次の写真に示すとおり、「Secret Summer」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (136) 次の写真に示すとおり、「Bachelor Party」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (137) 次の写真に示すとおり、「F - ZERO」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (138) 次の写真に示すとおり、「Surf & Love」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (139) 次の写真に示すとおり、「DENKI SHOCK」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (140) 次の写真に示すとおり、「Crazy BREEZE」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (141) 次の写真に示すとおり、「Casanova -Natural-」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (142) 次の写真に示すとおり、「Hoppy Pine」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。

(次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。)

## 2 指定理由

興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼすことが標ぼうされ、その製品の用途及び使用方法に反して、身体に使用されるおそれがあるため

## 3 施行期日

平成30年10月2日

## 和歌山県告示第1069号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
平成30年10月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の涵養<sup>かん</sup>

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第1070号



平成30年和歌山県告示第1007号（以下「告示第1007号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成30年10月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不分明である通知の相手方

- 榎本三郎
- 榎本節子
- 榎本多喜
- 久保門藏
- 細尾幸平
- 松前宗男
- 松前仙次
- 深見訓史
- 赤木淳
- 赤木正志
- 太田きく
- 田中多喜代
- 筒井幹枝

2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第1007号のとおり

和歌山県告示第1071号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年10月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 南平野下里停車場線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡那智勝浦町大字市屋字市洞968番1地先から同町大字市屋字市洞962番1地先まで	旧	14.50 } 28.10	162.20	
同上	新	17.65 } 34.10	161.35	

和歌山県告示第1072号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年10月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 南平野下里停車場線

供用開始の区間 東牟婁郡那智勝浦町大字市屋字市洞968番1地先から同町大字市屋字市洞962番1地先まで

供用開始の期日 平成30年10月2日

### 和歌山県告示第1073号

和歌山県河川監視カメラシステム改良業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成30年10月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る調達役務の名称及び数量  
和歌山県河川監視カメラシステム改良業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課  
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日  
平成30年9月12日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社サイバーリンクス  
和歌山県和歌山市紀三井寺849番地の3
- 5 落札金額  
82,080,000円（うち消費税及び地方消費税の額6,080,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成30年8月3日

## 監 査 公 表

### 和歌山県監査公表第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成30年8月20日から23日までに実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年10月2日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一  
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う  
和歌山県監査委員 中 村 裕 一  
和歌山県監査委員 中 本 浩 精

- 1 監査対象機関及び監査実施年月日

監査対象機関	監査実施年月日
知事直轄	平成30年8月23日
総務部	平成30年8月21日
企画部	平成30年8月20日
環境生活部	〃
福祉保健部	平成30年8月22日
商工観光労働部	平成30年8月21日
農林水産部	平成30年8月22日
県土整備部	平成30年8月20日
会計局	平成30年8月21日
県議会事務局	平成30年8月22日
人事委員会	平成30年8月20日
労働委員会	平成30年8月21日
選挙管理委員会	〃
監査委員	平成30年8月23日
教育委員会	平成30年8月21日
公安委員会	平成30年8月20日

## 2 監査の結果

## (1) 指摘事項

## 総務部

## ア 財政課

(ア) 地方創生推進交付金(平成29年度分)について、1,600万円の実績報告漏れが判明し、この結果、当該交付金収入が同額減少した。

この度、再発防止のための取組が進められているが、今後、このようなことのないよう、複数の職員によるチェックや事務処理体制の整備に特に留意の上、事務の適正な実施を徹底し、厳正な執行に努められたい。

## 教育委員会

## ア 生涯学習課

(ア) 職員が公用車を私的に使用するという不正行為が発覚したが、今後このような事態が生じることのないよう、公用車の厳正な管理に万全を期されたい。

## (2) 注意事項

## 知事直轄

## ア 秘書課

(ア) 集中調達外の備品購入に係る支出負担行為について、出納機関への合議がなされていなかったもので、適正に処理されたい。

(イ) 常時の資金前渡について、前渡資金出納簿を備えていなかったもので、適正に処理されたい。

## イ 政策審議課

(ア) 常時の資金前渡について、前渡資金出納簿を備えていなかったもので、適正に処理されたい。

## 総務部

## ア 人事課

(ア) 旅行命令簿において、直行の条件を満たしていないにもかかわらず直行の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。

## イ 財政課

(ア) 地方創生推進交付金(平成29年度分)の交付申請、実績報告及び交付請求について、決裁権者を誤っていたので、適正に処理されたい。

## ウ 税務課

(ア) 県税収入の確保について

県税の収入率は、98.3%と前年度末に比し0.3ポイント上昇し、平成29年度末の収入未済額も約15億2,635万円と約2億632万円圧縮するなど、県税収入確保対策本部の取組の成果が出ている。

一方、個人県民税の収入未済額は、県税全体の収入未済額の約61%を占めており、市町村への職員派遣や地方税法（昭和25年法律第226号）第48条の規定に基づく直接徴収を継続実施するとともに、今後も市町村や地方税回収機構との連携を深め、市町村の徴収課題に応じた滞納整理事務事業の推進により、収入の確保に努められたい。

また、延滞金等諸収入の収入未済についても、適切な債権管理により、収入未済額の縮減に努められたい。

#### エ 管財課

(ア) 県庁舎及び構内清掃業務委託について、契約保証金の受入前に契約を締結していたので、適正に処理されたい。

#### オ 防災企画課

(ア) 物品管理簿に記載されていた備品のうち、他課において使用及び管理されていた備品があったので、適正に処理されたい。

#### 企画部

#### ア 国際課

(ア) 証紙売りさばき代金の取扱いにおいて、現金払込書の払込者名が払込日当日不在の者となっている事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 常時の資金前渡について、前渡資金出納簿を備えていなかったなので、適正に処理されたい。

#### イ 移住定住推進課

(ア) 平成23年度地域資源活用ビジネス推進によるUIターン人材誘致事業委託契約不履行に伴う前払金の返還金及び賠償金については、平成29年度末で約80万円が収入未済であり、前年度末と同額である。

今後も、未納者の現状を把握し返還の指導を行うなど、適切な債権管理により収入未済額の縮減に努められたい。

#### 環境生活部

#### ア 循環型社会推進課

(ア) 産業廃棄物不適正処理及び産業廃棄物不法投棄に係る行政代執行費用の未収金については、平成29年度末で約11億1,290万円であり、前年度末に比し約27万円減少している。

今後も、分納が滞らないよう納付指導を行い、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 証明手数料に係る証紙消印において、証紙徴収実績簿への記載が行われていない事例があったので、適正に処理されたい。

#### イ 青少年・男女共同参画課

(ア) 自動販売機設置の貸家料について、納期限から20日経過後も督促状を発していない事例があったので、適正に処理されたい。

#### 福祉保健部

#### ア 福祉保健総務課

(ア) 生活保護費返還金の未収金については、平成29年度末で約5,056万円であり、前年度末に比し、約36万円減少している。

今後も、被保護者の資産状況を精査し収入の把握に努めるなど、新規の未収金の発生防止に努めるとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(イ) 福祉サービスの第三者による評価に係る評価調査者研修の実施手数料の徴収について、徴収の方法を誤っていたので、適正に処理されたい。

(ウ) ETCカード使用承認・使用管理簿において、決裁権者を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。

イ 子ども未来課

(ア) 手書きによる領収証書の取扱いにおいて、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

- a 発行しなかった領収証書の書損手続がなされていない。
- b 同一通番で一つの案件を処理すべきところ別の通番と混同して使用している。

(イ) 児童福祉施設入所負担金の未収金については、平成29年度末で約2,273万円であり、前年度末に比し、約235万円増加している。

今後も、新規未収金の発生防止のために入所時における納入指導の徹底を一層図るとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(ウ) 母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還金の未収金については、平成29年度末で約2,964万円であり、前年度末に比し約64万円減少している。

今後も、新規未収金の発生防止のために貸付時における納入指導の徹底を一層図るとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(エ) 児童扶養手当返還金の未収金については、平成29年度末で約1,369万円であり、前年度末に比し、約9万円減少している。

今後も、新規未収金の発生防止のために、町村における窓口業務の指導の強化を図り、受給者の制度の理解を深めるとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(オ) 物品の譲渡及び廃棄において、物品不用調書、不用品処分調書及び物品譲渡調書による決裁手続をしていない事例があったので、適正に処理されたい。

(カ) 未収金の回収において、現金払込書の払込者名が払込日当日不在の者となっている事例があったので、適正に処理されたい。

(キ) 年度末に戻入した常時の資金前渡について、前渡資金受払計算書を作成していなかったので、適正に処理されたい。

(ク) ETCカードを使用後、管理者に返却せず、次の使用者に使用させている事例があったので、適正に処理されたい。

ウ 長寿社会課

(ア) 入札執行して調達すべき消耗品について、随意契約にて調達していたので、適正に処理されたい。

エ 障害福祉課

(ア) 児童福祉施設入所負担金の未収金については、平成29年度末で約493万円であり、前年度末に比し約30万円増加している。

今後も、新規未収金の発生防止を図るとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(イ) 知的障害者福祉施設入所負担金の未収金については、平成29年度末で約24万円であり、前年度末に比し約2万円減少している。

また、同負担金に係る延滞金の未収金については、平成29年度末で22,000円であり、前年度末に比し3,000円減少している。

今後も、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(ウ) 特別障害者手当等返還金の未収金については、平成29年度末で約134万円であり、前年度末に比し1万円減少している。

今後も、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(エ) 障害者自立支援特別対策事業費補助金等返還金の未収金については、平成29年度末で約61万円であり、前年度末に比し4万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、早期の債権回収に努められたい。

(オ) 心身障害者扶養共済掛金の未収金については、平成29年度末で約12万円であり、前年度末と同額である。

今後も、新規未収金の発生防止を図るとともに、過年度分の未収金について、引き続き債権管理に努められたい。

(カ) 公の施設の指定管理者に無償貸与している県有備品について、和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）に基づく物品の貸付手続を行っていなかったため、適正に処理されたい。

(キ) 郵便切手類使用簿において、四半期ごとの現物確認を行っていなかったため、適正に処理されたい。

(ク) 障害者医療費県費負担金返還金において、納期限から20日経過後も督促状を発していない事例があったため、適正に処理されたい。

#### オ 医務課

(ア) 平成29年8月に収入調定を行った和歌山県看護職員修学資金返還金の延滞利子の未収金については、平成29年度末で13万円である。

今後も、未納者に対して適切な指導を行い、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 保管している資機材について、一部に故障があり使用できなくなっているものがあったため、適正に処理されたい。

#### カ 健康推進課

(ア) 健康増進事業費補助金返還金について、納期限から20日経過後も督促状を発していなかったため、適正に処理されたい。

(イ) 郵便切手類使用簿において、検印がなされていない事例があったため、適正に処理されたい。

(ウ) 平成28年度原爆被爆者健康診断交付金他2件の国庫返還金の納付について、納期限後に返還したため延滞金が発生していたため、今後適正に処理されたい。

#### キ 薬務課

(ア) 郵便切手類使用簿において、四半期ごとの現物確認を行っていない事例があったため、適正に処理されたい。

#### 商工観光労働部

#### ア 商工観光労働総務課

(ア) 中小企業振興資金貸付金について、平成29年度においては、連帯保証人等に対する強制執行（差押え）などこれまで以上に債権回収を強化し、平成29年度末における収入未済額（元金）は、約82億6,298万円となり、前年度末に比し約1億1,595万円減少している。

今後も、債権管理を適切に行い、強制執行など考え得る最大限の債権回収措置を講じられたい。

(イ) 徴収委託金の徴収事務において、次の不適切な事例があったため、適正に処理されたい。

a わかやま館徴収委託金徴収事務取扱要領で定められている帳票類のうち一部が作成されていなかった。

b 歳入金徴収（収納）計算書の提出及び収納金の納付が遅れている月があった。

#### イ 企業振興課

(ア) 和歌山県中小企業新分野進出支援事業費補助金及び和歌山県地域産業技術改善費補助金の返還金について、平成29年度末の未償還額は約1,162万円であり、前年度末と同額である。

今後も、未納者の現状を十分把握し、引き続き適切な債権管理に努力されたい。

ウ 産業技術政策課

(ア) 常時の資金前渡について、前渡資金出納簿を備えていなかったため、適正に処理されたい。

エ 観光振興課

(ア) 常時の資金前渡について、前渡資金出納簿を備えていなかったため、適正に処理されたい。

農林水産部

ア 農業試験場暖地園芸センター

(ア) 自動販売機電気料金の4月分の個別メーターの確認を失念したため、当該月の正確な使用電力量の確認ができていなかったため、適正に処理されたい。

イ 果樹試験場

(ア) 常時の資金前渡において、次の不適切な事例があったため、適正に処理されたい。

a 前渡資金受払計算書の決裁がなされていなかった。

b 前渡資金受払計算書が出納機関に回付されていなかった。

(イ) 重要物品台帳に登録されている備品において、正規の手続を経ず処分している事例があったため、適正に処理されたい。

ウ 果樹試験場うめ研究所

(ア) 重要物品の用途廃止承認前に物品を処分している事例があったため、適正に処理されたい。

エ 畜産試験場

(ア) 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったため、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

オ 水産試験場

(ア) 重要物品の用途廃止承認前に物品を処分していたため、適正に処理されたい。

カ 食品流通課

(ア) 国内大型展示会出展に係る出展者負担金の未収金については、平成29年度末で18万円であり、前年度末に比し2万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、早期の債権回収に努められたい。

(イ) 常時の資金前渡について、前渡資金出納簿を備えていなかったため、適正に処理されたい。

キ 畜産課

(ア) 消耗品費の支出負担行為において、決裁がなされていない事例があったため、適正に処理されたい。

(イ) 重要物品台帳に登録されている備品において、正規の手続を経ず処分している事例があったため、適正に処理されたい。

ク 経営支援課

(ア) 農業改良資金貸付金償還金の未収金については、平成29年度末で元金の未収金は発生していないが、違約金の未収額が約179万円となっており、前年度末に比し78万円減少している。

今後も、新規滞納者の発生防止とともに未納者への償還指導の徹底などにより、債権管理に努められたい。

(イ) 就農支援資金に係る国への貸付金償還金及び一般会計への繰出金の支出負担行為について、決裁権者を誤っていたため、適正に処理されたい。

ケ 林業振興課

(ア) 林業・木材産業改善資金貸付金の未収金については、関係機関と連携を図りながら回収に努め

られているが、平成29年度末の未収金は約1,506万円であり、長期滞納者の元金償還による違約金の確定があったため、前年度末に比し約423万円の増加となっている。

今後も、新規滞納者の発生防止とともに未納者への償還指導の徹底などにより、債権管理に努められたい。

- (イ) 農林水産振興資金特別会計から一般会計への繰出金について、支出負担行為票を作成していなかったため、適正に処理されたい。

#### コ 森林整備課

- (ア) 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったため、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

#### サ 水産振興課

- (ア) 集中調達外となった印刷製本に係る支出負担行為において、出納機関に合議がなされていない事例があったため、適正に処理されたい。

- (イ) 沿岸漁業改善資金貸付金の未収金については、平成29年度末で現年度分の未収金は発生していないが、過年度分が約633万円、確定分の違約金が約417万円であり、合計金額では前年度末に比し約282万円減少し約1,051万円となっている。

今後も、新規滞納者の発生防止とともに、未納者への償還指導の徹底などにより、債権管理に努められたい。

#### シ 資源管理課

- (ア) 手数料の支出負担行為において、出納機関に合議がなされていない事例があったため、適正に処理されたい。

#### 県土整備部

##### ア 県土整備総務課

- (ア) 道路改良工事現場への不法投棄に伴う撤去費用の未収金については、平成29年度末で約22万円であり、前年度末と同額である。

今後も、適切な債権管理に努められたい。

- (イ) 交通事故に伴う損害賠償請求の未収金については、平成29年度末で約25万円であり、前年度末と同額である。

今後も、引き続き適切な債権管理に努められたい。

- (ウ) 機構改革に伴い不用となり処分をした旧課室名等の公印について、和歌山県物品管理等事務規程に基づく不用の決定及び不用品の廃棄手続等が行われていなかったため、適正に処理されたい。

- (エ) 郵便切手類使用簿において、年度末の残高確認が行われていなかったため、適正に処理されたい。

##### イ 道路政策課

- (ア) 他会計への繰出金に係る支出負担行為票の存在を確認できない事例があったため、今後このようなことのないよう、厳正な事務の執行に努められたい。

##### ウ 河川課

- (ア) 契約解除による違約金の未収金については、平成29年度末で約31万円であり、前年度末と同額である。

今後も、適切な債権管理に努められたい。

- (イ) 河川敷地の不法占用については、平成29年度末で6件あり、引き続き不法占用者に対しては厳正に対処されたい。

また、不法占用を防止するため、河川パトロール等により、河川巡視の強化を図られたい。

- (ウ) 廃川敷地の処理について、不法占用となっている土地については厳正に対処するとともに、不



法占用を防止するため資産保全手続及び定期的なパトロールを実施されたい。

また、各案件に適した早期処理方針を検討するとともに、引き続き適正な管理に努められたい。

- (エ) 和歌川河川公園の指定管理について、指定管理業務の対象となる施設が、管理に関する基本協定書に記載されていなかったため、適正に処理されたい。

エ 砂防課

- (ア) 契約解除による違約金の未収金については、平成29年度末で約29万円であり、前年度末と同額である。

今後も、適切な債権管理に努められたい。

オ 下水道課

- (ア) 購入額が160万円を超える消耗品において、次の不適切な事例があったため、適正に処理されたい。

- a 契約書が作成されていなかった。  
b 検収調書を作成せず、履行確認で処理していた。

カ 都市政策課

- (ア) 土地区画整理事業の貸付金の返還金の未収金については、平成29年度末で約8,852万円であり、前年度末と同額である。

今後も、引き続き適切な債権管理に努められたい。

- (イ) 景観支障建築物等の除去措置に係る行政代執行費用の未収金については、平成29年度末で約193万円であり、前年度末と同額である。

今後も、引き続き適切な債権管理に努められたい。

- (ウ) 行政財産使用料において、収入調定の時期が遅れている事例があったため、適正に処理されたい。

キ 建築住宅課

- (ア) 公営住宅の家賃等の未収金について、平成29年度末の収入未済額は約1億1,195万円であり、前年度末に比し約1,652万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握し、各振興局、県住宅供給公社及び委託管理人と連携し、適切な債権管理に努められたい。

- (イ) 県営住宅明渡等請求事件により発生した損害賠償金について、平成29年度末で約143万円が収入未済となっており、前年度末と同額である。

今後も、適切な債権管理に努められたい。

- (ウ) 旅行命令をすべきところ外出承認でしている事例があったため、適正に処理されたい。

- (エ) 水質汚濁負荷量測定事業の業務委託について、委託業務に含まれていない水質測定器の修繕を変更契約で処理していたため、適正に処理されたい。

ク 公共建築課

- (ア) 随時の資金前渡に係る預金通帳を紛失していたため、今後このようなことのないよう、通帳の管理に万全を期されたい。

ケ 港湾空港振興課

- (ア) 港湾施設使用料等の未収金について、平成29年度末で約2,059万円であり、前年度末に比し約54万円増加している。

今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

- (イ) 公の施設の指定管理者に無償貸与している県有備品について、和歌山県物品管理等事務規程に基づく物品の貸付手続を行っていなかったため、適正に処理されたい。

- (ウ) 通訳手配等に係る業務委託について、修正後の支出負担行為票の決裁がなされていなかったため、適正に処理されたい。

## 会計局

## ア 会計課

(ア) 証紙売りさばき代金損害賠償金について、平成29年度末の収入未済金は252万円であり、前年度末に比し約9万円減少している。

今後も、収入未済金の徴収に努力されたい。

## イ 総務事務集中課

(ア) 旅費計算書において、計算誤りにより過少支給となっている事例があったので、適正に処理されたい。

## 県議会事務局

(ア) 政務調査費返還金の未収金については、平成29年度末で約22万円であり、前年度末に比し24万円減少している。

今後も、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

(ウ) 新聞折込業務委託の入札事務について、入札参加資格に係る実績認定が要項等に定める事項に基づいていなかったため、適正に処理されたい。

## 教育委員会

## ア 総務課

(ア) ETCカード使用承認・使用管理簿において、旅行命令権者の承認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

## イ 給与福利課

(ア) 平成18年5月に支給された退職手当について、平成19年4月に刑が確定したため、元職員に返納を求めているが、平成29年度末で約1,262万円が収入未済となっており、前年度末に比し33,000円の減少にとどまっている。

引き続き未納者の収入状況等を十分把握の上、債権管理に努められたい。

(イ) 教職員住宅貸家料において、納期限から20日経過後も督促状を発していない事例があったので、適正に処理されたい。

(ウ) 旅行命令簿において、命令権者確認印の押印がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

(エ) 超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿において、命令権者の事後確認欄に押印がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

## ウ 生涯学習課

(ア) 進学奨学金等返還金の未収金については、平成29年度末で約8億2,407万円であり、前年度末に比し約4,460万円減少している。

償還対策方針を決定し、償還指導等に努められているところであるが、今後も、未納者の現状を把握し、効率的に収納率を高める方策の検討を行い、引き続き適切な債権管理に努められたい。

(イ) 修学奨励金返還金の未収金については、平成29年度末で約8,574万円であり、前年度末に比し約795万円増加している。

今後も、未収金の発生防止のため償還指導の徹底を図り、引き続き適切な債権管理に努められたい。

## エ スポーツ課

(ア) 公の施設の指定管理者に無償貸与している県有備品について、和歌山県物品管理等事務規程に基づく物品の貸付手続を行っていなかった。また、基本協定書に基づく貸与備品リストについて、

更新漏れがあったので、適正に処理されたい。

オ 義務教育課

(ア) ETCカード使用承認・使用管理簿において、管理者の確認印欄に押印がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

カ 学校人事課

(ア) 旅行命令簿において、用務地に直行していないにもかかわらず、自宅を出発点とする旅費の支払を行い、過支給が生じている事例があったので、適正に処理されたい。

公安委員会

(ア) 放置違反金の平成29年度末における未収金は504万円であり、前年度末に比し約317万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握等するなど、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による事故が複数件発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。

(3) 検討事項

企画部

ア 企画総務課

(ア) コスモパーク加太の未利用地(890,137㎡)については、地域活性化のための利活用策について引き続き検討されたい。

(イ) 旧南紀白浜空港跡地(365,407㎡)については、地域活性化のための利活用策について引き続き検討されたい。

福祉保健部

ア 障害福祉課

(ア) 旧六星寮の跡地について、総務部及び県土整備部と連携の上、早期に処分を進められたい。

県土整備部

ア 道路保全課

(ア) 廃道敷地については、平成29年度末で8件が未処理となっている。

今後も、引き続き廃道敷地の現況に応じた適正な管理に努めるとともに処分等を進められたい。

イ 道路建設課

(ア) 道路整備事業の残地について、一部で処理が行われているが、引き続き案件ごとの処理方針を検討されたい。

また、事業休止中のため未利用となっている土地について、一部で事業が再開されているが、今後も適切な管理に努め、利活用を検討されたい。

(4) 上記以外の機関について、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。